

## 個々の新聞記事に著作物性を認めた

客観的な事実を素材とする新聞記事であっても、収集した素材の中からの記事に**盛り込む事項の選択**と、その**配列、組み立て**、その文章**表現の技法**は**多様な選択、構成、表現が可能**であり、新聞記事の著作者は、収集した素材の中から、一定の観点と判断基準に基づいて、記事に盛り込む事項を選択し、構成、表現するのであり、著作物といえる程の内容を含む記事であれば直接の文章表現上は客観的報道であっても、選択された素材の内容、量、構成等により、少なくともその記事の主題についての、**著作者の賞賛、好意、批判、断罪、情報価値等に対する評価等の思想、感情が表現**されている